

# 大分県報

平成二十八年  
二七八九号  
六月二十一日

（火曜日）

## 目次

### 病院局管理規程

大分県病院局組織規程の一部改正……………一

### 告示

鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催……………一

道路区域の変更……………二

証紙売りさばき人の指定……………二

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………二

### 公告

契約者等の公示……………三  
土地改良区の役員就退任（三件）……………三  
開発行為の完了……………五

## ○病院局管理規程

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年六月二十一日

大分県病院局管理規程第十号

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程

大分県病院局長 田代英哉

平成二十八年六月二十一日

大分県報（病院局管理規程・告示）

大分県病院局組織規程（平成十八年大分県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「腎臓・膠原病内科部」を「腎臓内科部」に改め、同項中第四十五号を第四十六号とし、第五号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 膠原病・リウマチ内科部

この規程は、平成二十八年七月一日から施行する。

附則

## ○告示 示

大分県告示第三百五十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十八年六月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

日時

平成二十八年  
七月十一日  
午後一時三十分

場所

大分県国東総合庁舎 三階三〇  
二会議室  
国東市国東町安国寺七八六一

意見を聴く事項

国東半島鳥獣保護区特別保護地区（国東市安岐町両子の市道両子寺参道線と両子山門道との接続点を起点とし、同所から遊歩道を南に進み、市道両子寺道一号线との交点に至り、同市道を西に進み、作業道との交点に至り、同所から谷を北西に進み、県有林走水と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、国東市と豊後高田市との境界に至り、同境界を北に進み、国東市安岐町と国東市国見町との境界に至り、同境界を北東に進み、国東市安岐町と国東市国東町との境界に至り、同境界を南東に進み、両子山山頂を経て、両子寺奥の院に至る稜線との交点に至り、同所から稜線を南に進み、両子寺奥の院に至り、同所から谷を南東に進み、

により、証紙売りさばき人を、次のとおり指定した。

平成二十八年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十八年 七月十四日 午後一時三十分	九重町役場 二階二〇一会議室 玖珠郡九重町大字後野上八一	市道両子寺道線二号線と両子寺山門道との交点に至り、同山門道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積七一ヘクタールの区域）の指定
<p>大分県告示第三百五十一号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年六月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年六月二十一日</p>		

主たる事務所の所在地 大分市府内町二丁目二番一号	名称及び代表者氏名 府内産業株式会社 代表取締役 高原 一誠	証紙売りさばき場所 大分市荷揚町二番三一号	指定年月日 平二八・六・二一
-----------------------------	---	--------------------------	-------------------

### ○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による平成二十八年六月二日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、三八〇人
- 二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二二一、一二〇人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
一般国道二 一・二号	中津市三光白木字夜鳴松 一五〇一番三から 中津市三光白木字小敷田 一五〇四番一地先まで	前	メートル 三四・六 〽二一・〇	メートル 八七・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後			
中津市三光白木字夜鳴松 一五〇一番三から 中津市三光白木字小敷田 一五〇四番一地先まで	中津市三光白木字夜鳴松 一五〇一番三から 中津市三光白木字小敷田 一五〇四番一地先まで	前	メートル 三四・六 〽二一・〇	メートル 八七・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後			

大分県告示第三百五十二号

大分県収入証紙に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十三号）第五条第二項の規定

の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市 一、二八、五九六八  
別府市 三、二、六四〇八  
中津市 二、二、八七九八  
日田市 一、八、六九六八  
佐伯市 二、一、〇七六八  
臼杵市 一、一、二九二八  
津久見市 五、四二〇八  
竹田市 六、六九四八  
豊後高田市 六、四九三八  
杵築市 八、五五一一  
宇佐市 一、五、九七二八  
豊後大野市 一〇、七七七八  
由布市 九、七〇四八  
国東市・姫島村 九、〇九九八  
日出町 七、六九八八  
九重町・玖珠町 七、三九九八

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

平成二十八年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
電子計算機の賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県商工労働部情報政策課  
大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日  
平成二十八年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社J E C C 営業本部長 村 上 春 生  
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 随意契約に係る契約金額  
六千七百四十四万八千八百二十六円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

~~~~~

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、女子畑土地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があつた。

平成二十八年六月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 役名 | 氏名    | 住所              |
|----|-------|-----------------|
| 理事 | 財津 博  | 日田市天瀬町女子畑六三六番地二 |
| 〃  | 梶原直美  | 〃 天瀬町女子畑一七七二番地一 |
| 〃  | 中村初男  | 〃 天瀬町合田一二二六番地   |
| 〃  | 小野一二三 | 〃 天瀬町女子畑二六八七番地三 |
| 〃  | 高瀬俊和  | 〃 天瀬町女子畑二四二八番地  |
| 〃  | 田中隆士  | 〃 天瀬町女子畑二五一〇番地  |
| 〃  | 江田晴美  | 〃 天瀬町女子畑一三一九番地二 |
| 〃  | 江田登美夫 | 〃 天瀬町女子畑一一九六番地  |

平成二十八年六月二十一日

大分県報（公告）

四

| （就任役員） |                | （退任役員） |                  |
|--------|----------------|--------|------------------|
| 役名     | 氏名             | 役名     | 氏名               |
| 監事     | 羽野文義           | （就任役員） |                  |
| 〃      | 〃 刃連町一八番地      | 理事     | 佐伯和光             |
| 〃      | 〃 天瀬町女子畑三三三番地一 | 氏名     | 住 所              |
| 理事     | 財津博            | 勘田伊佐士  | 〃 大野町屋原七番地一      |
| 〃      | 〃 梶原直美         | 足立信夫   | 〃 大野町田中一五六番地二    |
| 〃      | 〃 江田登美夫        | 後藤文夫   | 〃 大野町宮迫三〇六番地一    |
| 〃      | 〃 田中正勝         | 堀友博    | 〃 大野町夏足一一〇三番地    |
| 〃      | 〃 小野寿夫         | 後藤康史   | 〃 大野町後田一四八七番地    |
| 〃      | 〃 井上勝彦         | 衛藤國実   | 〃 大野町大原一六五四番地    |
| 〃      | 〃 中村建男         | 藤元幹一郎  | 〃 大野町屋原四九六番地     |
| 〃      | 〃 高瀬俊和         | 秦忠士    | 〃 大野町田中二八七二番地    |
| 〃      | 〃 小関均          | 吉藤力    | 〃 大野町後田四五六二番地    |
| 〃      | 〃 小野邦弘         | 武藤精一   | 〃 大野町小倉木二〇七九番地   |
| 〃      | 〃 長谷部博樹        | 羽田野元行  | 〃 大野町酒井寺二四三番地    |
| 〃      | 〃 江田利幸         | 後藤太    | 〃 大野町小倉木二八一一番地   |
| 監事     | 鈴木重徳           | 新宮治幸   | 〃 大野町田代二九二一番地    |
| 〃      | 〃 財津秀彦         | （就任役員） |                  |
| 〃      | 〃 小關清隆         | 役名     | 住 所              |
|        |                | 氏名     |                  |
|        |                | 佐伯和光   | 豊後大野市大野町田中一一六一番地 |
|        |                | 秦忠士    | 〃 大野町田中二八七二番地    |
|        |                | 後藤康史   | 〃 大野町後田一四八七番地    |
|        |                | 足立信夫   | 〃 大野町田中一五六番地二    |
|        |                | 渡邊豊    | 〃 大野町酒井寺一七〇番地    |

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大野町土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十八年六月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞



平成二十八年六月二十一日

大分県報（公告）

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市挾間町北方字和尚二百三番三ほか二十二筆並びに二百三十番二及び二百十六番二の各地先里道

二 開発区域の面積

四、四一九・九四平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市大字光吉五百四十八番地の一

株式会社 豊拓

代表取締役 瀧 朱美

四 完了検査年月日

平成二十八年五月十七日